

プロポーザル公告

次のとおりプロポーザルに付する。

令和7年12月18日

千葉県立鴨川青少年自然の家指定管理者

公益財団法人 千葉県教育振興財団

理事長 植野英夫

1 事業の目的

千葉県立鴨川青少年自然の家利用者への食事等の提供を行う業務である。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 千葉県立鴨川青少年自然の家食堂等業務委託
- (2) 委託内容 千葉県立鴨川青少年自然の家食堂等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 業務委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 参加資格

以下の全ての要件を満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4、並びに公益財団法人千葉県教育振興財団財務規程第36条の2の規定に該当しない者であること。
- ② この公告の日から決定の日までの間に、千葉県から物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- ③ 直近1年間の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ④ 過去5年以内に、青少年自然の家に準ずる施設での業務実績を有していること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者でないこと。

4 プロポーザル参加資格審査に関する事項

このプロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を、下記の提出先に、持参または郵送により提出し、財団の審査を受けること。審査の結果、前記3に掲げる要件を全て満たしていると認められた者に限り、本プロポーザルへの参加を認めることとする。

(1) 提出書類

- ① 千葉県立鴨川青少年自然の家食堂等業務委託プロポーザル参加資格審査申請書（様式1）
- ② 会社概要書（設立年月日、所在地、事業内容、組織体制等が記載されたもの。パンフレットによる代替も可とする。）
- ③ 直近1年間の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の各納税証明書
- ④ 過去5年以内における、青少年自然の家に準ずる施設での同種の業務実績（3件まで）とその契約書等の写し
- ⑤ 結果通知用封筒一式（プロポーザル参加資格審査結果通知の送付先を明記したもの。）長3型 110円切手貼付。

(2) 提出期限

令和8年1月20日（火）午後5時【必着】

なお、受付は、土曜日、日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までの間に行う。ただし、郵送の場合にあっては、令和8年1月20日（火）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒299-2862

鴨川市太海122-1 千葉県立鴨川青少年自然の家内

（公財）千葉県教育振興財団 鴨川青少年自然の家

（電話：04-7093-1666（直通））

（FAX：04-7093-5490）

(4) 結果通知

プロポーザル参加資格審査の結果は、令和8年1月27日（火）以降に、全ての申請者に対し、郵送で通知する。

5 質問の受付及び現地説明会について

募集要項の内容、その他本プロポーザルに関する質問及び現地説明会については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法及び現地説明会参加方法

質問は、質問書（様式2）により書面にて行うこと（FAXによる送付も可）。

現地説明会は、12月23日（火）11時から実施する。参加希望者は前日までにFAXで申し込むこと。また、別日を希望する場合は、食堂の利用状況により対応する。

（2）受付期間

令和8年1月20日（火）まで

（3）質問の回答

令和8年1月21日（水）以降、前記4によりプロポーザル参加資格を認められた全ての者に対し、FAXにて回答する。

（4）質問書の提出先

前記4（3）に同じ。

6 プロポーザルへの参加手続き

前記4によりプロポーザル参加資格を認められた者で、プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の書類を作成し、正本1部、副本7部を、下記の提出先に持参または郵送により提出すること。

（1）提出書類

① 千葉県立鴨川青少年自然の家食堂等業務提案書（様式3）

※食事料金、野外炊事材料代について提案すること。

※献立例を提案すること。1日分（朝食、昼食、夕食）について

② 定款又は規約

③ 直近2事業年度の事業報告書及び決算書（貸借対照表、収支（損益）計算書）

（2）提出期限

令和8年2月3日（火）午後5時【必着】

なお、受付は、土曜日、日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までの間に行う。ただし、郵送の場合にあっては、令和8年2月3日（火）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

（3）提出先

前記4（3）に同じ。

1 提案書の審査

（1）受託者の選定方法

受託者の選定は、別に設置する「千葉県立鴨川青少年自然の家食堂等業務受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類審査及びプレゼンテーション20分・質疑応答10分程度を実施し、提案内容や提案者の実績・食事の内容等について多角的に審査し、最も優れた提案をした提案者を選定するものとする。

（2）選定日時

令和8年2月10日（火） 11時

（3）選定結果の通知

審査の結果については、令和8年2月下旬に提案者に対し、郵送にて通知する。

※ 評価得点については、文書（様式任意）による申請があった場合に、提案者自身の合計点及び全提案者の合計点の平均点を開示する。